

家畜受精卵移植実施状況報告書(記載例)

2022年 1月 20日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

家畜人工授精師(獣医師)番号: 宮城県●●●●号

家畜人工授精所の管理番号: 049999

住 所: 仙台市青葉区●●●

氏 名: 宮城 太郎

家畜改良増殖法施行条例第4条第2項の規定により, 年1月1日から同年12月31日までの家畜受精卵移植実施状況を次のとおり報告します。

家畜受精卵の種別		前年12月31日時点の保存数量 a	生産数量 b	譲受数量 d	譲渡数量 d	家畜受精卵移植した頭数			利用数量		廃棄等の数量 j	2021年12月31日時点の保存数量 a+b+c-d-e-f-g-h-i-j	備 考
品種	交配した種畜の名前					受卵牛の品種			自己の飼養する雌の家畜に利用した数量 h	その他の用途に利用した数量 i			
						黒毛和種 e	ホルスタイン種 f	その他 g					
	茂福久	10		20			5		20		1	5	1
	洋糸波	15		10			5		15			5	
黒毛和種	小計	25		30			10		35			10	
	合計	25		30			10		35		1	10	1
ホルスタイン種	小計	5		3			6					2	

←亡失したものを発見した時は備考欄に記載して集計

←品種ごとの小計を入れる

←特定品種の合計を入れる

←特定以外は品種の小計のみ

・電子データで作成する場合は、適宜行を追加してください。ページをまたいでも構いません。

・種雄牛ごとの集計を、参考様式2にまとめても構いません。

↑ ↑ ↑ ↑ ↑

いずれも移植となりますが、移植する雌牛の飼養者で集計区分が異なります。

他人の所有する雌牛の場合⇒移植(e,f,g)
 自己の所有する雌牛の場合⇒自家利用(h)

なお、他人の所有する雌牛に、他人の所有する受精卵を移植する場合は、いずれにも該当せず、集計の対象外となります。

↑

12月31日に棚卸を実施して、数量の確認をお願いします。

裏面の記載要領もご確認願います。

記載要領

報告対象者：家畜人工授精師（獣医師）、家畜受精卵を保管する者
報告内容：家畜受精卵の譲受・譲渡等の種畜・品種毎の数量

（１）日付・宛名

・知事名を忘れずに記載してください。

（２）申請者の情報

家畜人工授精師（獣医師）番号

免許所有者の場合、免許番号を記載してください

家畜人工授精所の管理番号

授精所開設者の場合、授精所許可証に記載されている04から始まる6桁の番号を記載してください。

住所・氏名（必須）

申請者の住所・氏名を記載してください。

（３）集計表の品種・名前の記載方法

- 1 特定品種（和牛）は種雄牛毎に集計し、品種毎に集計行を入れ、「小計」と記載してください。
- 2 特定品種の合計行を入れ、「合計」と記載してください。
- 3 特定以外の品種は、種畜毎の集計は不要で、品種ごとの集計を記載し、「合計」と記載してください。
- 4 電子ファイルで作成する場合は、適宜行を追加してください。ページが2ページ以上にまたがっても構いません。
- 5 手書きで作成する場合は、必要に応じ参考様式2を使用してください。この場合、様式第4号には品種ごとの小計と特定精液等に係る合計を記載してください。参考様式2には特定精液等に係る種雄牛毎の内訳を記載してください。

（５）留意点

・報告対象年次の12月31日時点の在庫数量の確認を実施してください。

(受精卵)

（４）集計表の集計区分

- ・集計区分は下記の表を参考にし、取り扱った数量を集計してください。
- ・法の様式28号で定める区分と異なりますのでご留意願います。

前年12月31日時点の保存数量	・前年12月31日時点の保存数量
生産数量	・受精卵を生産した数量（受精卵を生産する授精所が該当）
譲受数量	・購入した数量、無償で譲受した数量 ・管理の委託を受けた数量
譲渡数量	・ストローの状態での販売・譲渡した数量 ・管理の委託を受けていたストローの払い出し数量
家畜受精卵移植した頭数 （黒毛和種、ホルスタイン種 その他）	・他者の飼養する雌畜に授精師の所有するストローで人工授精を行った数量 ・受卵牛の品種別に集計します。
（利用数量） 自己の飼養する雌の家畜に利用した数量	・自己の飼養する雌畜に移植を行った数量
（利用数量） その他の用途に利用した数量	・その他の用途に使用した数量
廃棄等の数量	・廃棄又は亡失した数量
年12月31日時点の保存数量	・報告年次の12月31日時点の保存数量 ・報告年次を記載してください。
備考	・亡失したストローを発見した場合などの数量
重要！ （留意事項）	・他者の飼養する雌畜に、他者の所有する精液等で人工授精・移植を行う場合は、技術供与のみに該当し、本様式の集計の対象外となります。 （授精師の精液等の在庫数量に影響がないため、利用や譲渡で計上してしまうと期末在庫が合わなくなります）